

議案第 17 号

三田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

三田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 30 年 2 月 21 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

三田市放課後児童クラブ条例（平成23年三田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第11条 児童クラブの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により児童クラブの管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 児童クラブの施設又は附属設備等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

付 則

この条例は、公布の日から施行する。